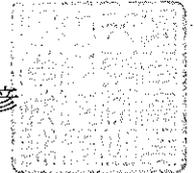




国海査第584号の2
平成27年3月31日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 園田 敏彦



居住区域における遮音性を有する隔壁または甲板として鋼板を使用する場合の取扱いについて

標記について、船舶設備規程（昭和9年2月1日 逓信省令第6号）第115条の2及び船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示（国土交通省告示第654号 平成26年6月2日）（以下、「船内騒音告示」という。）第3条に規定されるとおり、基準の適用を受ける船舶の居住区域内の隔壁及び甲板は、その遮音性能について船内騒音告示に規定された値以上であることが求められていますが、船級協会等が行った調査研究成果に基づき、鋼板についてはある一定の遮音性能を有する隔壁又は甲板として下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知致します。

記

1. 厚さ6mm以上の鋼板については、船内騒音告示別表第2に規定する「重みつき音響等価損失」が35デシベルの性能を有するものとして取り扱うこととする。
2. 1. に示す鋼板とは、船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（国土交通省告示第339号 平成10年7月2日）第2条第1項第1号に規定する軟鋼とし、製造者や製品の種類等に関わらず一律に取り扱って差し支えない。

